

令和 7 年度 東京都社会福祉協議会 潜在保育士の再就職支援事業 再就職支援資金 申込のしおり

<制度概要>

1 趣旨

この事業は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していないもの（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、再就職にあたり必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

2 貸付対象者

次の要件をすべて満たすこと。

- ① 保育士養成施設の卒業した場合、卒業した月の末日から就職日までに 1 日以上経過しているもしくは保育士試験に合格し保育士登録をしている
- ② 下記枠内の施設・事業*を離職した又は勤務経験がないいずれかの方が、令和 6 年 8 月 1 日以降新たに東京都内の復帰対象施設等*において、保育士として週 20 時間以上の勤務を開始している

*認可保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、地域型保育事業、
(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)、幼稚園

- ③ これまでに再就職支援資金の貸付を受けていない
- ④ 保育士修学資金貸付事業における就職準備金の貸付を受けていない

※復帰対象施設等にあたる施設・事業については 9 ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

3 貸付内容

- ① 貸付額 400,000 円以内（1 人につき 1 回限り）

貸付申込書において使途を明示すること。

【貸付が認められる使途の例】

- ・ 復帰対象施設等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 復帰対象施設等で使用する被服費
- ・ 復帰対象施設等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 復帰対象施設等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子供が復帰対象施設等を利用する際に必要となる経費
- ・ 子供の預け先を探す際の活動に必要な費用 など

- ② 利子 無利子
- ③ 交付 一括交付

4 返還免除

東京都内の復帰対象施設等において、2 年間引き続き児童の保護等に従事した場合、返還免除となります。

5 返還猶予

以下のいずれかに該当し継続しているとき返還の猶予が可能となります。

- ① 東京都内の復帰対象施設等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

6 返還

東京都内の復帰対象施設等を退職するなどし、返還猶予のいずれの要件にも該当しない場合、返還となります。

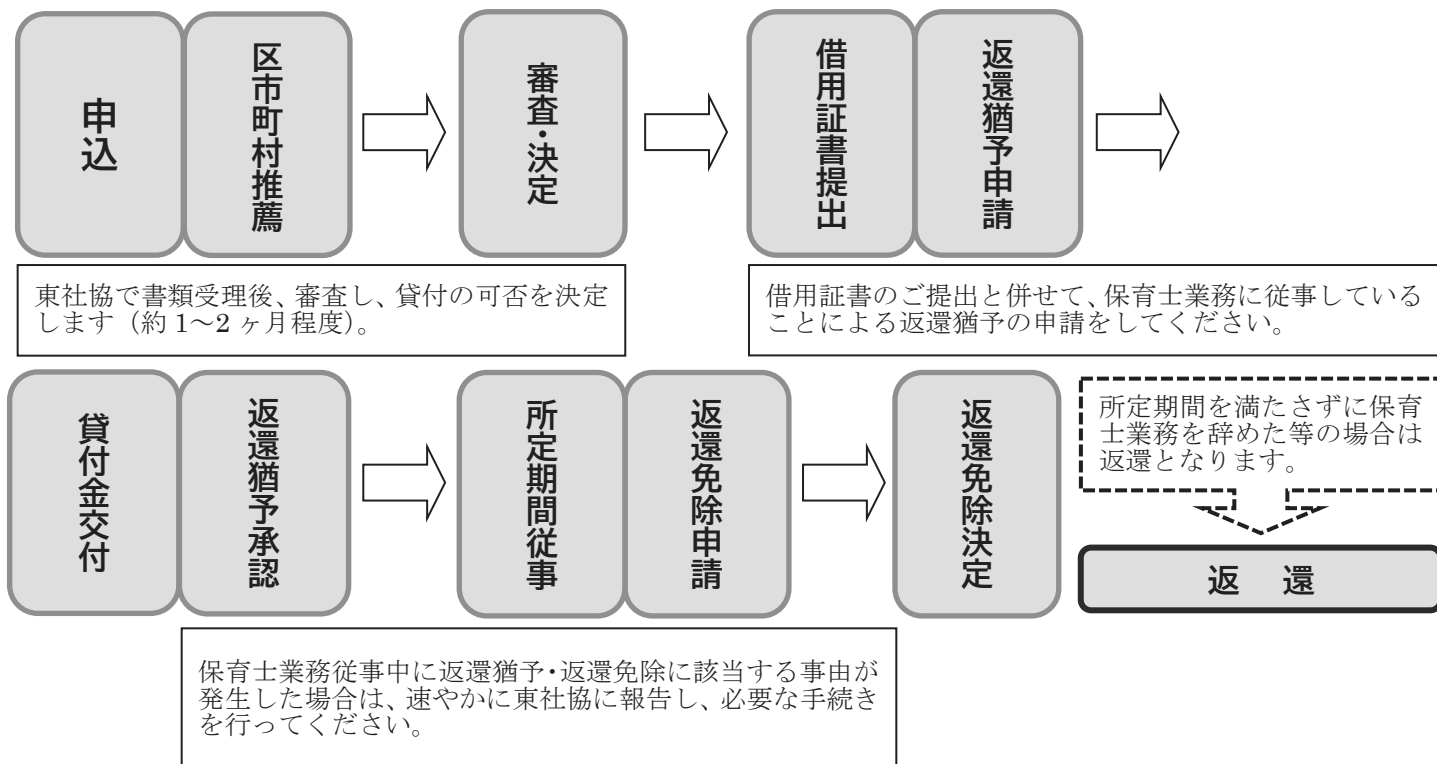
- ① 返還期間 8 か月以内
- ② 返還方法 月賦又は半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- ③ 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対して年 3%の延滞利子を徴収

例 貸付額： 400,000 円 返還期間： 8 か月	月 50,000 円× 8 か月 ※月賦の場合
--------------------------------	----------------------------

7 申込及び貸付決定

- 申込先 勤務先の復帰対象施設等を通じ、その所在する区市町村所管課から推薦書とともに申込書類が東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）に送付されます。ただし、勤務先が企業主導型保育事業の場合は、事業所から東社協へ直接申込してください。
- 貸付決定 東社協は内容を審査し、貸付の可否を決定し、申込者に直接結果をお知らせします。
* 審査にあたり不備不足等があった場合は、貸付が承認されない場合があります。

<申込から返還免除までの流れ>



1 申込者の要件

次の要件をすべて満たしていること

- ① 保育士養成施設の卒業した場合、卒業した月の末日から就職日までに 1 日以上経過しているもしくは保育士試験に合格し保育士登録をしている
- ② 以下ア～カに該当する施設・事業を離職した又は勤務経験がないいずれかの方が、令和 6 年 8 月 1 日以降新たに東京都内の復帰対象施設等※において、保育士として週 20 時間以上の勤務を開始している

ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

カ 東京都認証保育所事業実施要項（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する認証保育所

- ③ これまでに「潜在保育士の再就職支援事業 再就職支援資金」および他県における同様の資金の貸付を受けていない
- ④ 「保育士修学資金貸付事業 保育士修学資金」および他県における同様の資金の就職準備金の貸付を受けていない

※東京都内の復帰対象施設等※で 2 年間引き続き保育士業務に従事する意思がある方が対象です。

※復帰対象施設等にあたる施設・事業については 9 ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

2 連帯保証人要件

- ① 次の基準以上の収入を有する成年者 1 名を立てること。申込者と連帯保証人との関係は問わない。

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平均月額	177,000 円	261,000 円	319,000 円	376,000 円	411,000 円
世帯人員	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
平均月額	459,000 円	513,000 円	558,000 円	603,000 円	648,000 円

※「世帯人員」とは生計を一にする家族の人数です。 ※詳細は次ページ参照

※「平均月額」は、申込の前年の給与等収入額を 12 で除した金額により確認します。

- ② 連帯保証人は、東社協が実施する保育士修学資金貸付等事業における他の貸付の連帯保証人となっていないこと。ただし、申込者が同時に「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」「潜在保育士の再就職支援資金」「未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金」の申込をしている場合には、各貸付の連帯保証人となることを妨げない。

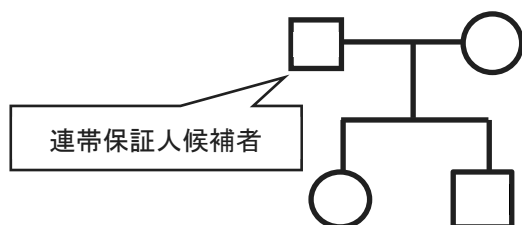
「世帯人員」について

連帯保証人の収入要件の表における「世帯人員」とは、『生計を一にする家族』の人数とします。

本貸付制度における『生計を一にする家族』とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。

- ① 連帯保証人に扶養家族がいる場合は、「連帯保証人」「連帯保証人が扶養している家族」が該当します。
- ② 連帯保証人が扶養されておらず、かつ誰も扶養していない場合、生計を一にする家族は 1 人となります。
- ③ 連帯保証人が扶養されている場合、「連帯保証人」「連帯保証人の扶養者」「扶養者が連帯保証人以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。しかし、扶養されている場合、収入基準を満たさないため連帯保証人になることはできません。

例) 4 人家族（夫、妻、子 2 人）の夫が連帯保証人候補の場合



- ・ 夫が、妻と子 2 人を扶養している場合 ⇒ 世帯人員は 4 人
- ・ 夫が子 2 人を扶養し、妻は扶養していない場合 ⇒ 世帯人員は 3 人

3 申込方法



- ① 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付した上で申込者の勤務先に提出してください。
- ② 申込者が勤務する復帰対象施設等では、区市町村が定める期限内に申込書類を提出してください。区市町村にて申込をとりまとめ、推薦書を添付した上で人材センターに送付します。
※提出期限は申込者の勤務先を通じて区市町村の担当窓口にご確認ください。なお、提出期限までに連帯保証人等の書類を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込は受理されませんのでご了承ください。
- ③ 借用証書提出の際に必要な書類は下記の通りです。

- ・借用証書（申込者、連帯保証人が自筆で署名、実印押印）
- ・印鑑登録証明書（申込者、連帯保証人）
- ・振込口座届出書（申込者名義の口座であること）
- ・返還猶予申請書 ＊人材センターホームページにてダウンロード可能

4 必要書類について

申込者は、以下の書類を整え、勤務先に提出してください。

必要書類		確認事項
申込者	再就職支援資金必要書類確認表	・必要書類が揃っている
	1 再就職支援資金貸付申込書	①申込者が自筆で署名、押印 ②申込書は A4 用紙両面印刷に(複数枚になる場合左上 1 ヶ所でステープラ留め)している
	2 住民票	①発行から 3 か月以内である ②個人番号(マイナンバー)の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※連帯保証人分も記載がある場合は 1 通で提出可
	3 保育士証の写し	①申込書記載の氏名と一致している ※旧姓の場合変更手続きをしている ②養成施設卒業した場合、卒業した月の末日から 1 日以上経過しているもしくは保育士試験に合格し保育士登録をしている
	4 勤務開始届	①勤務を開始した施設で作成 ②勤務先の公印が押印されている ③週 20 時間以上保育士として勤務している
	5 (企業主導型保育事業の場合のみ) 企業主導型保育事業助成決定通知書の写し	申込者が勤務する事業所名の記載があるもの
連帯保証人	1 住民票	①発行から 3 か月以内である ②個人番号(マイナンバー)の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※申込者分も記載がある場合は 1 通で提出可
	2 令和 7 年度課税証明書 (令和 6 年中の所得などが記載されたもの)または令和 6 年源泉徴収票の原本	・収入が基準以上である

5 申込書類提出上の注意

- ① 文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して上から訂正印を押し、その近く書き直してください。修正液や熱により消せるボールペン等は使用しないでください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができません。
- ③ 人材センターホームページからダウンロードした書類が 2 ページにわたる場合は、A4 用紙両面印刷、または A4 用紙に片面印刷し左上 1 ヶ所をステープラ留めしてください。
- ④ 勤務開始届は従事先の施設等で勤務開始について証明し、管理者の公印を押印してください。従事先に依頼の際は、勤務開始届の様式とあわせて『「勤務開始届」勤務証明における注意事項』を印刷し、勤務先の担当者にお渡しください。
- ⑤ 転居費用等を使途とする場合、再就職までの 1 年以内に転居している必要があります。
- ⑥ 助成決定通知書は企業主導型保育事業所に向けた通知です。ご準備の際は事業所にご確認をお願いいたします。

<Q & A>

Q 1 就職内定を得ましたが、まだ勤務を開始していません。申込できますか。

A 1 申込は勤務を開始してから勤務先を通じての手続きとなります。

Q 2 現在、求職活動中です。就職先が復帰対象施設等かどうかはどのように確認すればよいですか。

A 2 就職先が実施する事業については、施設・事業所に直接お尋ねください。その上で復帰対象施設等の範囲と照らし合わせ、就職先が対象となることをご確認ください（復帰対象施設等の範囲はしおり 9 ページ参照）。

Q 3 再就職支援資金は他の貸付金等と併用することはできますか。

- A 3 ① 東社協が実施する「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」「未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金」と併用することができます。
- ② 母子・父子福祉資金や生活福祉資金などで、同じ使途の貸付等を受けている場合には申込できません。
- ③ 保育士修学資金を猶予中・返還中の場合は申込できません。

Q 4 申込のしおり 1 ページの「返還免除」項目に「2 年間引き続き児童の保護等に従事した場合」と記載がありますが、継続して勤務するとはどういうことですか。

- A 4 ① 復帰対象施設等において児童の保護等に従事する期間は、月を単位として継続している必要があります。例えば、当初就職した施設を退職した場合、その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降になった場合には継続していることにはならず、返還となります。
- ② 出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休職等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることが可能です。ただし、その期間は業務従事期間として算定できません。

Q 5 就職後、東京都外の施設に異動になった場合はどうなりますか。

A 5 従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、都外で復帰対象施設等において児童の保護等に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができます。

Q 6 復帰対象施設等において児童の保護等以外の業務をすることになった場合はどうなりますか。

A 6 従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、当該業務以外に従事することになった場合、通算 2 年間返還猶予を受けることが可能です。ただし、その期間は業務従事期間として算定できません。

Q7 今回の締切日までに書類を用意できない場合、次回申込をすることができますか。

A7 今回の申込対象者は、令和6年8月1日以降に勤務を開始した方となります。申込締切以降、次回の申込受付月までに勤務を開始した方については、次年度に申込を受け付ける予定です。

Q8 同じ勤務先で非常勤保育士から常勤保育士になった場合は、申込できますか。

A8 非常勤から常勤に雇用形態変更することは、新たに保育士として勤務を開始したことにはなりません。この場合は要件を満たさないため、申込できません。

Q9 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A9 保育士証が旧姓のままだと本人確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをし、現在の氏名が記載された保育士証の写しを提出してください。

※提出が申込締め切りに間に合わない場合は、①旧姓の保育士証の写しと、②氏名変更手続き日、③氏名変更後の保育士証提出時期を書いたメモを添付してください。氏名変更手続き完了後、速やかに新しい保育士証の写しを人材センターに提出してください。

※新しい保育士証の提出が令和7年12月19日（金）を過ぎる場合は貸付金を交付できず、貸付決定を取り消すことがあります。

Q10 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

A10 申込書に使途を相違なく明記いただければ、領収書等の提出は必要ありません。ただし、貸付金の使途に疑義がある場合は、申込者に確認することがあります。

Q11 非常勤でA園とB園をかけもちして保育士として勤務していましたが、そのうちB園からC園に転職しました。この場合、C園で20時間以上保育士として勤務しているので、申込できますか。

A11 A園が復帰対象施設等に該当する場合は、再就職支援資金の対象となりません。

Q12 施設長として再就職した場合は、申込できますか。

A12 返還免除規定に「児童の保護等に従事すること」と記載がありますが、保育士業務に従事している必要がありますので、施設長として再就職した場合は、再就職支援資金の対象となりません。また、事務職員等で再就職した場合についても同様です。

【申込書類のダウンロード】東京都福祉人材センターホームページ

→ 「東京都福祉人材センター」 → 「福祉人材のための資金貸付事業」

→ 「潜在保育士の再就職支援事業」



【制度に関するお問合せ】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 人材情報室（資金係）

TEL 03-5211-2911（受付：平日9～17時）

【復帰対象施設等の範囲】

施設・事業種別	設置根拠法
認可保育所	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ※	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
幼稚園のうち、令和7年度末までに「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項
家庭的保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第7項
乳児等通園支援事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第23項
離島その他の地域において特例保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号
認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設（認証保育所も含む）	
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1

※「幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設」についての補足要件は下記のとおりです。下記①～③をすべて満たす必要があります。

①「一時預かり事業（幼稚園型）」及び私学助成による「預かり保育」が対象

②週5日、年間200日以上実施していること

③教育時間前後に4時間以上実施していること

*「週20時間以上勤務」の時間数には、教育標準時間帯を含めて構いません。

東京都社会福祉協議会 潜在保育士再就職支援資金貸付申込書

記入例

(東社協記入) 貸付No. HS			
申 込 者	フリガナ	トウキョウ ハナコ	
	氏名	東京 花子	
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10-103 フクシマンション	
	電話(自宅)	03 (1234) 5678	携帯電話 090 (1234) 5678
	生年月日	(西暦) 1995 年 5 月 1 日 (30歳) (和暦) ☐ 昭和 ☒ 平成 7 年	
	保育士登録日	(和暦) ☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 29 年 3 月 25 日	
	新たな勤務先	(施設・事業所名) ちよだわくわく保育園	
		(施設・事業所所在地) 〒123 - 4567 東京都千代田区飯田橋3-99	
		(電話) 03 (1234) 9999	
		(種別) 認可保育所	(職種) 保育士
(雇用形態) ☒ 常勤 ・ ☐ 非常勤 (週 時間勤務)			
	(勤務開始日) 西暦) 2025 年 4 月 15 日		
他の勤務先 (該当する場合に ☒)	☒ 上記「新たな勤務先」以外に、上記勤務開始日の前から従事している 勤務先(*)はありません。 (*) 申込のしおり9ページに列挙する復帰対象施設等		
連 帯 保 証 人	フリガナ	トウキョウ マナブ	
	氏名	東京 学	
	住所	〒123 - 4567 東京都千代田区飯田橋3-10	
	電話(自宅)	03 (1234) 5678	携帯電話 090 03 (3333) 3333
	生年月日	(西暦) 1990 年 9 月 2 日 (35歳) (和暦) ☐ 昭和 ☒ 平成 2 年	
	本人との関係	夫	
	勤務先	(名称) 新宿工業株式会社 (電話) 03 (5555) 5555 (住所) 〒555-5555 東京都新宿区神楽河岸5-5	
	職業	会社員	年収 450万円

西暦と和暦の両方を併記してください。

実際に勤務する園名、住所、電話番号を記入してください。

・新たな勤務先以外に、ダブルワークとして復帰対象施設等に勤務を継続している場合は、制度の対象外です。詳細は申込のしおりのQ&Aを確認してください。
・チェック漏れが無いことを必ず確認してください。

訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印の上、書き直してください。

給与収入額を記入してください(※給与所得額ではありません)。

申込 人	氏名	東京 花子	
	勤務先 施設・事業所名	ちよだワクワク保育園	

再就職に係る経費	400,000	円
再就職支援資金の使途 (該当するものに○)	☐	復帰対象施設等への就職によって転居に伴う場合における転居費用
		転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
		復帰対象施設等で使用する被服費
	☐	復帰対象施設等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
	☐	復帰対象施設等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
	☐	申込者の子供が復帰対象施設等を利用する際に必要となる経費
		申込者の子供の預け先を探す際の活動に必要となる費用
	その他 ()	
本貸付、他の貸付等の利用 (利用がないことを確認して☑)	☒ これまでに、潜在保育士再就職支援資金の貸付を受けたことはありません。 ☒ これまでに保育士修学資金の就職準備金の貸付を受けたことはありません。 ☒ 上記の費用について、他で貸付や給付を受けていません	
借入希望金額	400,000	円

・転居費用を使途とする場合、再就職までの1年以内に転居している必要があります。
・本項目は、保育所復帰支援資金の使途と同一になるため、両資金を併用する場合は選択できません。
※誤って選択した場合は書類不備となり、審査に影響が出る恐れがあります。

・本資金貸付の利用は一人1回までです。
・保育士修学資金の就職準備金等、同じ使途で他の貸付や給付を受けている場合は申込みできません。
・チェックが漏れていると申込できません。

2025 年 10 月 7 日

東京都社会福祉協議会会長 様

上記記載事項に相違はありません。

関係書類を添えて上記のとおり申し込みます。

申込者
氏 名
(自 署)

東京 花子



勤務開始届

(西暦) 2025 年 10 月 1 日

東京都社会福祉協議会会長 様

申込者 氏名 東京 花子

住所 〒 123-4567
東京都千代田区飯田橋3-10

TEL 03 - 1234 - 5678

以下の事業所・施設にて勤務を開始したことを届け出ます。

-----以下、施設・事業所記載-----

上記の者の勤務について、以下のとおりであることを証明します。

法人名	社会福祉法人 千代田保育会	
施設・事業所名	ちよだワクワク保育園	
施設・事業所所在地	〒 123-4567 東京都千代田区飯田橋3-99	
施設・事業所種別	ア イー1 イー2 ウ エ オ カ キ ク ケ コ	
職種	保育士	
勤務開始日	(西暦) 2025 年 4 月 15 日	
雇用形態	☒ 常勤 ☐ 非常勤 1 週あたりの勤務時間 _____ 時間 (週 20 時間以上)	

※保育士として勤務している必要があります。施設長・事務職等は対象外です

非常勤の場合、週 20 時間以上勤務している必要があります

勤務開始時の雇用契約等に基づきご記入ください

施設・事業所の名称 ちよだワクワク保育園

代表者職名及び氏名 園長 武蔵野 春子

証明書作成者の所属・氏名 事務担当 立川 秋子

連絡先 TEL 03-1234-9999

ちよだ
ワクワク
(公印) 育 園
園長之印園の公印又は社判を押印ください
※個人印は不可

(潜在保育士再就職支援資金)

～申込者が勤務する施設・事業所向け～

勤務証明における注意事項

この勤務開始届は、東京都社会福祉協議会 潜在保育士再就職支援資金の申請における必要書類となっています。作成を依頼された施設・事業所のご担当者様におかれましては下記にご注意いただき勤務証明をお願いいたします。

＜東京都社会福祉協議会 潜在保育士再就職支援資金について詳しくはこちら＞

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin7.html>

- 「施設・事業所名」「施設・事業所所在地」には、実際に勤務する施設・事業所についてお書きください。本資金の貸付は、東京都内の施設・事業所への就職が対象です。
- 「施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない施設・事業への就職は本事業の対象ではありません。

ア	児童福祉法第7条に規定する保育所
イー1	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イー2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
ク	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
コ	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

○「雇用形態」は該当するものに☑をご記入ください。「常勤」には非正規の常勤者を含みます。また、「非常勤」の場合、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。

○提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者にお問合せする可能性がございます。あらかじめご了承ください。

区市町村所管課一覧

番号	区市町村名	部署名	所在地	電話番号	備考
1	千代田区	子ども部子ども支援課	〒102-8688千代田区九段南1-2-1	03-5211-4229	
2	中央区	福祉保健部保育課	〒104-8404東京都中央区築地1-1-1	03-3546-5681	
3	港区	子ども家庭支援部保育課運営支援係	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25	03-3578-2850	
4	新宿区	保育指導課支援係	〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1-5-1	03-5273-4318	
5	文京区	子ども家庭部幼児保育課	〒112-8555東京都文京区春日1-16-21	03-5803-1857	
6	台東区	教育委員会児童保育課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1309	保育所・地域型保育事業・認証保育所
		教育委員会学務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1414	認定こども園
		教育委員会庶務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1402	私立幼稚園
7	墨田区	子ども・子育て支援部子ども施設課保育給付担当 こども未来部保育政策課施設管理係	〒130-8640東京都墨田区吾妻橋1-23-20 〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-5608-1253 03-3647-9094	
8	江東区	こども未来部保育支援課事業支援係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9084	認可保育所(私立)、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地方単独保育施策、認証保育所
		教育委員会学務課幼稚園係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9703	幼稚園、認定こども園
9	品川区	子ども未来部保育施設運営課保育管理担当	〒140-8715東京都品川区品川2-1-36	03-5742-6597	
10	目黒区	子ども若者部保育課保育係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9865	
		子ども若者部子ども若者課子育て支援係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9892	
		教育委員会事務局学校運営課学事係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9304	
11	大田区	こども家庭部保育サービス課	〒144-8621東京都大田区蒲田5-13-14	03-5744-1277	
12	世田谷区	子ども・若者部保育課保育育成支援担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2320	私立保育園・一時預かり・私立認定こども園・地域型保育事業
		子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2325	病児保育事業
		子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	①03-5432-2324 ②03-5432-2572	①認証保育所 ②保育室・保育ママ(地方単独保育施策)
		子ども・若者部子ども・若者支援課私学係	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2066	私立幼稚園
13	渋谷区	保育課保育管理係	〒150-8010渋谷区宇田川町1-1	03-3463-2483	
14	中野区	子ども教育部保育園・幼稚園課 私立施設給付係	〒164-8501東京都中野区中野四丁目11番19号	03-3228-5496	
15	杉並区	子ども家庭部保育課保育施設給付係	〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111 (内線)1376	
16	豊島区	子ども家庭部保育課巡回指導グループ 子ども未来部保育課	〒171-8422東京都豊島区南池袋2-45-1 〒114-8508東京都北区王子本町1-15-22	03-4566-2498 03-3908-9127	
17	北区	子ども未来部子ども未来課子ども施設係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-8143	私立幼稚園、私立認定こども園
		教育振興部教育指導課教職員係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9286	区立幼稚園
		教育振興部学校支援課学校支援係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9293	区立認定こども園
18	荒川区	子ども家庭部保育課保育管理係	〒116-8501東京都荒川区荒川2-2-3	03-3802-3942	認可保育所、認証保育所等幼稚園以外の施設
		子ども家庭部子育て支援課子育て事業係	〒116-8501東京都荒川区荒川2-2-3	03-3802-3619	私立幼稚園
		子ども家庭部保育運営課保育運営・給食係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2483	公設民営保育所、家庭的保育事業
19	板橋区	子ども家庭部保育サービス課民間保育第一係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2492	私立保育所
		子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2494	認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業を除く)、認証保育所等
		教育委員会事務局学務課幼稚園係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2613	幼稚園
20	練馬区	保育課保育人育成係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1708	保育所
		学務課幼稚園係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1347	幼稚園、認定こども園(幼稚園型)
		こども施策企画課こども施策担当係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1306	練馬こども園
		子ども家庭部私立保育園課事業調整係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5712	認可保育所
21	足立区	子ども家庭部幼稚園・地域保育課 地域保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5428	小規模保育所、保育ママ
		子ども家庭部幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-8013	認証保育所
		子ども家庭部幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-6147	幼稚園、認定こども園
		子育て支援部子育て施設支援課私立保育所係	〒124-8555東京都葛飾区立石5-13-1	03-5654-8297	
22	葛飾区	子ども家庭部子育て支援課推進係	〒132-8501江戸川区中央1-4-1	03-5662-1001	
23	江戸川区	子ども家庭部保育幼稚園課	〒192-8501東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7248	
24	八王子市	子ども家庭部保育課庶務係	〒190-8666東京都立川市泉町1156番地の9	042-528-4322	
25	立川市	子ども家庭部子ども育成課	〒180-8777東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1843	
26	武蔵野市	子ども政策部子ども育成課	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0422-29-9672	幼稚園、幼稚園型認定こども園
27	三鷹市	こども家庭部こども育成課	〒198-8701東京都青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111 (内線2146)	
28	青梅市	子ども家庭部保育支援課	〒183-8703東京都府中市宮西町2-24	042-335-4233	
29	府中市	子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係	〒196-8511東京都昭島市田中町1-17-1	042-544-5111 (2164)	
30	昭島市	子ども生活部保育課	〒182-8511東京都調布市小島町2-35-1	042-481-7132	
31	調布市	子ども生活部保育・幼稚園課	〒194-8520東京都町田市森野2-2-22	042-724-2138	
32	町田市	子ども家庭部保育課	〒184-8504東京都小金井市本町6-6-3	042-387-9846	
33	小金井市	子ども家庭部保育課庶務担当	〒187-8701東京都小平市小川町2-1333	042-346-9594	
34	小平市	子ども部保育課事業所支援係	〒191-8686東京都日野市神明1-12-1	042-514-8638	
35	日野市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒189-8501東京都東村山市本町1-2-3	042-393-5111 (内線3197)	
36	東村山市	子ども家庭部子ども子育て事業課	〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111 (内線465)	
37	国分寺市	子ども家庭部保育幼稚園教育推進課保育・幼稚園係	〒186-8501東京都国立市富士見台2-47-1	042-576-2427	
38	国立市	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係	〒197-8501東京都福生市本町5番地	042-551-1780	
39	福生市	子ども家庭部児童育成課	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5	042-563-2111 (内線2317)	
40	狛江市	子ども未来部保育課	〒207-8585東京都東大和市中央3-930	042-563-2111 (内1759)	
41	東大和市	福祉子ども部子育て支援課	〒204-8511東京都清瀬市中里5-842	042-497-2086	保育・幼稚園係
42	清瀬市	子ども家庭部子育て支援課施設給付係	〒203-8555東京都東久留米市本町3-3-1	042-470-7745	
43	東久留米市	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係	〒208-8501武蔵村山市本町1-1-1	042-565-1111 内線182	
44	武蔵村山市	子ども青少年部子ども・若者政策課	〒206-8666東京都多摩市関戸6-12-1	042-338-6850	
45	多摩市	子育て支援課保育・幼稚園係	〒206-8601東京都稲城市東長沼2111	042-378-2111 (内線233・234)	
46	稲城市	子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係	〒205-8601東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-555-1111 内線234	
47	羽村市	こども家庭部保育課	〒197-0814東京都あきる野市二宮350	042-558-1111	
48	あきる野市	子ども若者部幼児教育・保育課事業調整係	〒188-8666東京都西東京市南町5-6-13	042-452-6777	
49	西東京市	福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係	〒190-1292東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地	042-557-8658	
50	瑞穂町	子育て福祉課子育て支援係	〒190-0192東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-588-4113	
51	日の出町	福祉けんこう課子育て支援係	〒190-0211東京都西多摩郡檜原村2717番地	042-598-3122	
52	檜原村	子育て定住推進課子育て推進係	〒198-0105東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地	0428-85-2611	
53	奥多摩町	福祉けんこう課子育て支援係	〒100-0101東京都大島町元町1-1-14	04992-2-1471	
54	大島町	住民課	〒100-0301東京都利島村248番地	04992-5-0011	
55	利島村	民生課福祉介護係	〒100-0402東京都新島村本村1-1-1	04992-5-0243 (民生課直通)	
56	新島村	福祉課	〒100-0601東京都神津島村904番地	04992-8-0011	村立認可保育所
57	神津島村	福祉健康課 福祉係	〒100-1212東京都三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902	
58	三宅村	総務課民生係	〒100-1301東京都御蔵島村字入かゝが沢	04994-8-2121	
59	御蔵島村	福祉健康課	〒100-1498東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2	04996-2-5570	
60	八丈町	総務課	〒100-1701東京都青ヶ島村無善地	04996-9-0111	
61	青ヶ島村	村民課福祉係	〒100-2101東京都小笠原村父島字西町	04998-2-3939	
62	小笠原村				

個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記 1 による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関（者）との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記 3 による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合

③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者にて委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ（<https://www.tcs.w.tvac.or.jp>）に全文掲載しています。

〈東京都社会福祉協議会/東京都福祉人材センター〉2020.5